

## ○医師臨床研修補助事業に関するQ&amp;A

区分	質問	回答
共通事項	補助金の申請書はどこに提出すればよいでしょうか。	病院の所在地の都道府県に提出します。なお、基幹型臨床研修病院が補助対象外の病院で協力型臨床研修病院等が代表して申請する場合は、申請を行う協力型臨床研修病院等の所在地の都道府県に提出して下さい。
	国庫補助所要額の算出に当たっては、費目ごとに対象経費と基準額を比較するのでしょうか。	対象経費と基準額は、費目ごとではなく、対象経費の合計と基準額の合計を比較して下さい。
	対象経費の積算に当たり、人件費の業務比率は、どのような考え方で算出すればよいのでしょうか。	指導医又はプログラム責任者について、年間業務量のうち、臨床研修に関する業務にどれだけ従事するのかに応じて算出して下さい。
	臨床研修協力施設の指導者にかかる謝金、人件費、手当は、対象経費となりますか。	指導医の場合と同様に対象経費となります。
	研修医が臨床研修を長期にわたって休止した後に再開した場合、再開後の期間も補助の対象となりますか。	妊娠、出産、育児、傷病その他正当な理由により臨床研修を休止又は中止した者が、臨床研修を再開して実施した期間は、対象となります。 ただし、この場合、交付対象となる研修期間は、研修を休止又は中止するまでに実施した研修期間(月数)を24月から差し引いた期間となります。
	他の補助金(例えば、私立大学等経常費補助金)により指導医の給与500万円(対象経費)に対し1/2の補助金(250万円)を受ける場合、残りの250万円について医師臨床研修費等補助金の対象経費として申請できますか。	他の補助金の対象経費となっているものについては、医師臨床研修費等補助金の対象経費としません。

区分	質問	回答
	<p>「研修医に決まって支払われる給与」とは、具体的にどのようなものが該当しますか。</p>	<p>研修医の業務量、住居、通勤経路、家族構成にかかわらず研修医に決まって支払われる給与(年額賞与を含む)となります。</p> <p>国家公務員の給与では、「職員俸給」、「地域手当」、「初任給調整手当」、「寒冷地手当」、「特地勤務手当」、「期末手当」、「勤勉手当」などが該当し、「超過勤務手当」、「当直手当」、「住居手当」、「通勤手当」、「扶養手当」などは該当しません。</p>
	<p>いつの時点の処遇が該当しますか。</p>	<p>補助金を申請しようとする年度の研修医に決まって支払われる給与が該当します。</p>
指導医経費	<p>地域種別はどのような考えの下に設けられているのでしょうか。</p>	<p>医師の採用の困難度に応じた補助金の配分となるよう設けています。</p>
	<p>地域種別は基幹型臨床研修病院の所在地で決まるのでしょうか。</p> <p>例えば、協力型臨床研修病院が病院群の代表として交付申請する場合は、どのような取扱いとなりますか。</p>	<p>質問のような場合を含め、補助金を申請する病院の所在地で決まります。</p>
	<p>協力型臨床研修病院等が病院群の代表として交付申請する場合、二次又は三次救急病院に認定されている病院の基準額加算については、交付申請する病院が認定されていないのでしょうか。</p>	<p>交付申請する病院が、二次又は三次救急病院に認定されている必要があります。</p>
	<p>高度救命救急センターは三次救急病院として加算の対象となりますか。</p>	<p>三次救急病院に認定されているものとして加算の対象となります。</p>

区分	質問	回答
研修管理委員会等経費	地域医療対策協議会等連絡調整とは、どのような場合を想定した事業ですか。	基幹型臨床研修病院が、医師派遣等について地域医療対策協議会の意見を聴く前に、あらかじめ派遣先の病院や地域医療研修を行う施設を選定するために協力施設や都道府県などの関係自治体等と行う会議などを想定しています。
へき地診療所等研修支援経費	地域医療の研修先の診療所の所在地が市町村合併により、基幹型臨床研修病院と同一の市町村となった場合、その診療所で行われる地域医療の研修は、へき地診療所等研修支援経費の対象とはなりませんか。	当該診療所が山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づく指定地域などに所在する場合は、当該経費の対象となります。また、上記に該当しない場合でも、平成13年5月16日医政発第529号厚生労働省医政局長通知の別添「へき地保健医療対策等実施要綱」の3(3)に基づき設置されたへき地診療所(国民健康保険直営診療所を含む)については、対象としています。
	地域保健の研修の一環として行われるへき地診療所の見学は、へき地診療所等研修支援経費の対象となりますか。	へき地診療所等で地域医療の現場を経験する場合を対象としています。単なる見学のみでは対象とはなりません。
	在宅医療も対象経費に含まれるのでしょうか。	対象経費となります。
産婦人科・小児科宿日直研修事業経費	産婦人科、小児科の研修期間中に別の診療科の宿日直研修を行った場合、産婦人科、小児科宿日直研修事業の対象となりますか。	産婦人科、小児科の研修期間中に別の診療科の宿日直研修を行った場合は、当該事業の対象とはなりません。
	同じ月に複数の診療科の研修を行った場合、宿日直回数はどの診療科に計上すればよいのでしょうか。	月末に在籍する病院で研修を行っている診療科に計上して下さい。 なお、上記において月の前半に産婦人科、小児科研修の宿日直研修を行っているような場合は、産婦人科、小児科宿日直研修事業の対象となりますので、申請を行う場合は別紙8の(1)附表Aの備考欄に当該事業の宿日直を行っている旨記入して下さい。

区分	質問	回答
	選択科目で産婦人科又は小児科の研修を行う場合も産婦人科、小児科宿日直研修事業経費の対象となりますか。	補助対象となります。
	勤務時間終了後、深夜の時間帯に及ぶ勤務を3回行った場合は、どのように算定するのでしょうか。 「深夜の時間帯に及ぶ」と解することのできる時刻の目安はあるでしょうか。	当該勤務2回を1日(宿直1回)とし、1日に満たない端数は切り捨ててください。 時刻の目安はありませんが、医師臨床研修に係る宿日直等において指導医等の勤務環境や処遇の改善に資するための事業なので、救急当番などに係る手当等を支払っているか否かで判断して下さい。
地域協議会経費	臨床研修に関する地域協議会(以下「地域協議会」という。)について、臨床研修病院以外が設置・運営する場合も補助対象となりますか。	都道府県の設置のほか、臨床研修病院、大学病院、NPOなどの設置を想定しており、「医師臨床研修費補助事業実施要綱」に規定する事業を行うものが補助対象となります。
	地域において合同で行われる指導医養成講習会や研修医の採用説明会、選考試験、採用面接、研修医募集のためのパンフレット作成などの経費は補助対象となりますか。	上記のような事業を補助対象としており、指導医養成や研修医の募集活動に係る経費については補助対象となりません。
	「地域における研修医の募集定員の調整又は臨床研修病院群の形成について協議、検討」とは具体的にどのようなことを行うのですか。	都道府県別の募集定員の上限や地域医療体制の確保等の観点から、臨床研修病院の募集定員の調整が必要となった場合の検討やより良い研修プログラムを地域全体で共同作成することなどです。
	同一都道府県内で複数の地域協議会が設置された場合、全て補助対象になりますか。	地域協議会は、各都道府県に1か所設置されることを想定しています。 地域の実情等に応じ、各都道府県内の特定の地域などについて協議するための下部組織(分科会等)を、地域協議会の中に設けることは差し支えありませんが、国庫補助の基準額は1か所当たりの金額(1,932千円)となります。

区分	質問	回答
	募集定員の調整や研修プログラムの共同作成は、平成29年度の募集定員や研修プログラムに係る協議・検討に補助対象が限定されますか。	平成29年度以降に開始する研修プログラムにかかる募集定員の調整、研修プログラムの共同作成のための協議、検討経費であれば補助対象となります。
	研修プログラムの共同作成に、他県の病院と連携するものであっても補助対象となりますか。	補助対象となります。
	研修プログラムの共同作成は、卒後臨床研修修了後の専門医資格取得のための研修(いわゆる後期研修)を含んだものであっても補助対象となりますか。	共同作成する研修内容に卒後臨床研修の内容が含まれていれば、補助対象となります。
	「都道府県内の全ての基幹型臨床研修病院及び基幹型相当大学病院に意見を求めること」とありますが、意見はどのようにもらう必要がありますか。	文書等記録として残る形であれば、特に条件はありません。
	募集定員の調整等について協議した結果、反対等の意見が出された場合は再調整しなければなりませんか。	意見を募集することは必須ですが、再調整するかどうかについては地域協議会の判断となります。
	地域協議会を地域医療対策協議会や地域医療支援センターが運営していた場合、補助対象となりますか。	補助対象となりますが、補助事業ごとに対象経費を区分する必要があります。同一の経費を複数の補助事業で申請することはできません。